

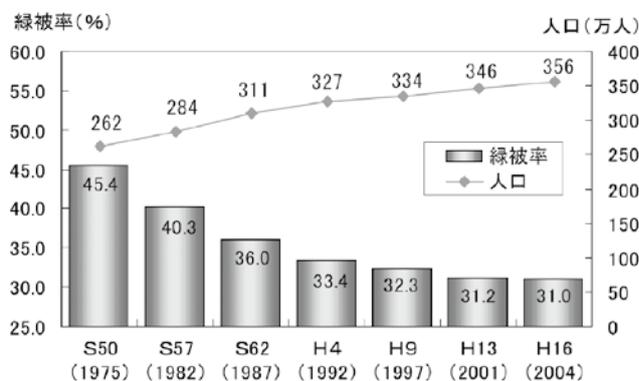
緑と水にふれあえる街づくりの推進

<p>横浜市環境目標*</p>	<p>緑：・平成16年現在の水緑率 35%をさらに向上させる。 ・平成16年現在の緑被率 31%をさらに向上させる。 注) また、「横浜市水と緑の基本計画」のリーディングプロジェクトである「横浜みどりアップ計画」さらに、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」において、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するため、平成22年度時点で緑被率を31%以上(水緑率 35%以上)維持・向上させる。</p> <p>水：・地下水のかん養が行われ、河川や水路に豊富な水量が確保されている。 ・うるおいとふれあいのある水辺空間の整備がすすめられている。</p>
<p>目標達成のための指標</p>	<p>緑：・概ね5年ごとの調査において、平成16年度より「水緑率」及び「緑被率」の割合が向上していること。 水：・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所 ・河川や水路などの環境整備 117km</p>
<p>平成20年度達成状況</p>	<p>緑*：・[樹林地] 7,799ha、[農地] 2,937ha、[草地] 2,753ha 合計 13,489ha (市域面積の31.0%) 注) 概ね5年ごとの調査のため直近の調査結果である平成16年の値を示す。次回調査は平成21年度に実施。</p> <p>水：・川の生態系の観察などができる水辺拠点の整備 31か所 ・河川や水路などの環境整備 69.9km</p>

※平成18年12月に「横浜市緑の基本計画」「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」を統合し、「横浜市水と緑の基本計画」を策定しました。本年次報告の基となる「横浜市環境管理計画」改訂時(平成16年度)においては、「横浜市緑の基本計画」に基づき緑の総量をあらわす指標として「緑のオープンスペース」を使用してきました。しかし、統合した「横浜市水と緑の基本計画」では緑被率に水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量を示す指標として「水緑率」を使用しており、本年次報告でもこの指標値を用います。

1 水・緑環境の保全と創造の推進計画

市内には、大規模な樹林地や田畑などの農地のほか、公園や学校の緑、庭や生け垣の緑、街路樹など、様々な「緑」があります。これらの「緑」の総量は「緑被率」(市域に占める緑の割合を航空写真で計測)で表すことができ、横浜市では現在約31.0%(平成16年調査)となっています。緑被率は30年前に比べると約14ポイントの減少があることから、緑の保全を進めていくこと、新たな緑を創造することが必要になっています。



また、生活の身近な場所に魅力的な樹林地や農地、せせらぎなど変化に富んだ自然があることが、横浜の水・緑環境の特徴であり、市民生活や生物にとってなくてはならない重要な「市民共有の財産」となっています。

平成18年度に策定した「横浜市水と緑の基本計画」では緑の七大拠点をはじめとする拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、拠点のネットワーク化を図る水と緑の回廊形成、水と緑の環境を市民とともに楽しみながらつくり育てる取組などを推進することを目指しています。

ア 横浜市水と緑の基本計画について

横浜市では、平成17年4月の環境創造局の発足と、平成18年6月の「横浜市基本構想(長期ビジョン)」の策定を踏まえ、平成18年12月に水と緑に関するマスタープランである「横浜市緑の基本計画」「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」を統合し、水・緑環境の保全と創造

表 2-1 横浜市水と緑の基本計画が目指す将来像

緑が市街地に引き込まれています
自然な水循環が回復しています
風が都市に引き込まれています
多様な生き物が生息できる環境が形成されています
地域の中で農のある暮らしが息づいています
都心部に水と緑が増え魅力が高まっています

に関する施策を総合的かつ効果的に推進する「横浜市水と緑の基本計画」を策定しました。

源流域の緑、市街地に残る斜面緑地、河川沿いに広がる田園風景、うるおいのある河川など、横浜の特徴的な水・緑環境を未来に継承する「横浜らしい水・緑環境の実現」を基本理念とし、平成37(2025)年に目指すべき将来像として、6つの姿をあらわし「水と緑の回廊形成」のため、施策を展開しています。

また、横浜の水と緑の姿を示す指標として、「水緑率※」を設定し、現在の水緑率35%(緑被率31%)をさらに向上させる目標を定めています。

表 2-2 市内の水緑率の内訳

項目		現況(平成16年)			
●緑被率		約31% (約13,490ha)	内 訳	樹林地 農地 草地	約18% 約7% 約6%
樹林地	民有山林(市民の森、社寺林等含む) 公有山林(公園・市有緑地等の緑)など				
農地	耕作地 休耕地(土の状態)など				
草地	広場の草地(公園の草地広場等を含む) 空き地、遊休地の草地など				
●グラウンド等の緑に囲まれた空間の面積率		約3% (約1,340ha)			
都市公園の広場・グラウンド等					
学校の校庭・グラウンド など					
●水面の面積率		約1% (約440ha)			
河川等の水面					
雨水調整池・遊水地の水面 など					
水 緑 率 の 合 計		約35%			

※水緑率とは航空写真を用いて、樹林地、農地、草地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園、学校の校庭、街路樹や、河川、水路などの面積が市域面積に占める割合を算定したものです。

イ 横浜みどりアップ計画について

「横浜市水と緑の基本計画」の中で、緑の総量(緑被率31%)の維持・向上を重点的に図るためのリーディングプロジェクトとして、「横浜みどりアップ計画」を策定しました。「横浜みどりアップ計画」は、「樹林地を守る」・「農地を守る」・「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進めるもので、「横浜市中期計画」の横浜型環境行動推進プロジェクトの一つになっています。この「横浜市中期計画」において、各種の取り組みを進めることとあわせ、緑の保全・創造に向けた新たな制度などの活用・検討を図ることとしており、横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」などを受けて、新規・拡充施策の検討を行い、平成21年4月に「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定しました。本計画では、目標として量の成果である緑被率31%の維持・向上に加え、質の成果として、「大都市だけどふるさつがある横浜」、「街なかに緑あふれる横浜」を目指す姿とし、市民満足度の向上とともに、都市の魅力アップや横浜のブランド力の向上を目指します。

(1) 樹林地の保全

市内には、市街地に点在する樹林地や、郊外部の「こどもの国周辺」「三保・新治」「川井・矢指」「大池・今井・名瀬」「舞岡・野庭」「円海山周辺」「小柴・富岡」など「緑の10大拠点」の中のまとまりのある樹林地など、市域面積の約5%にあたる約2,173ha(平成21年度山林台帳より)の樹林地があります。

これらの緑地は、都市の安全性の確保、景観の保全、市民の生活環境の維持向上など多くの機能を持っており、可能な限り将来に残し伝えていく必要があります。

緑の保全策としては、土地所有者の理解と協力を得て首都圏近郊緑地保全法による「円海山近郊緑地特別保全地区」や都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定のほか、本市独自の制度である「市民の森」「源流の森」「ふれあいの樹林」「緑地保存地区」の指定や、「よこはま協働の森基金」による樹林地の保全などを行っています。

また、市民ボランティアによる樹林の管理・育成を進める「市民による里山育成事業」や自然保護意識の啓発のための「横浜自然観察の森」の運営などを行っています。

よこはま協働の森基金 協働パートナー

「よこはま協働の森基金」の趣旨に賛同いただき、店舗や営業所への募金箱の設置などによる募金活動や、制度のPRに本市と協働して取り組んでいただく事業者、NPO法人、任意団体などで、平成20年度は23社に取り組んでいただきました。

表 2-3 平成20年度 協働パートナー一覧

企業名等	内容
株式会社ジャンボ	持ち帰り用ポリ袋を有料配布とし、その代金を募金
緑コンクリート株式会社	生コンクリートの出荷量に応じた寄附、募金箱設置
キリンビール株式会社 横浜工場	キリン横浜ビアビレッジに募金箱設置
ダイドードリンコ株式会社 横浜支店	飲料自動販売機の売り上げからの寄附
社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 横浜中央支部、横浜東部支部、横浜南部支部、 横浜西部支部、横浜北支部、横浜鶴見支部	募金箱を設置
文化シャッター株式会社 横浜特販支店	募金箱設置
株式会社 M's DS	リボンマグネットの売り上げからの寄附
株式会社チェリオコーポレーション	飲料自動販売機の売り上げからの寄附
カルピスビバレッジ株式会社 横浜営業所	
株式会社ジャパンビバレッジ	
日本ペプシコーラ販売株式会社 横浜北支店	
東京キリンビバレッジサービス株式会社 藤沢営業所	
東京キリンビバレッジサービス株式会社 横浜南営業所	
東京キリンビバレッジサービス株式会社 大和営業所	
株式会社伊藤園 横浜港北支店	
株式会社伊藤園 横浜磯子支店	
エフ・ヴィセントラル株式会社 横浜営業所	
株式会社 八洋 横浜営業所	
株式会社 八洋 川崎営業所	
株式会社 八洋 藤沢営業所	
株式会社 オーバル 横浜事業所	
株式会社 ユカ 横浜北支店	
ナショナルベンディング 株式会社 湘南支店	

(2) 農地の保全と活用

市内の農地は市域面積の約7.4%を占める3,231haで、郊外部の市街化調整区域を中心に、里山や河川と一体となった緑豊かな環境を形成しています。

農地は、農産物を生産する場であるだけでなく、土、水、緑などの自然環境や景観を保全する緑のオープンスペースでもあります。また、市民が農とふれあうレクリエーションや地域の交流、教育の場、さらには水源かん用や温暖化防止としての役割も持っています。

横浜市では、「農のあるまちづくり」を目標に、多様な機能をもつ農地を保全し、持続可能な都市農業の振興をはかるため、次のような施策を推進しています。

ア 農地とふるさと景観の保全

(ア) 農業専用地区の指定と整備

都市と調和のとれた農業の発展をはかるため、市街化調整区域内のまとまりある優良な農地を中心に、

横浜市独自の施策として農業専用地区を指定し、農業生産の基盤である農地や農業用施設の整備、農家の育成などをすすめ、総合的、計画的に農地の保全と地域農業の振興をはかっています。

(イ) 恵みの里

多様な農体験や農産物の直売の促進、農の景観づくりなど、農業や農地の魅力を市民に提供する新しい農業経営の展開を進める地域づくりを行っています。市民参加の活動を通して、農地の保全と不耕作地の有効活用をし、農業の振興をはかるとともに農業地域の環境や景観の保全を進めています。



図 2-2 長津田台農業専用地区 (緑区)

(ウ) 横浜ふるさと村

地域の農業振興とあわせて、市民が田園風景を楽しみ自然環境農業・農村文化に親しめる「横浜ふるさと村」を設置しています。

寺家ふるさと村(青葉区)には、総合案内所「四季の家」、里山が連なるふるさとの森のほか、郷土文化館、体験温室、陶芸舎、果樹園などがあります。

舞岡ふるさと村(戸塚区)には、総合案内所「虹の家」をはじめ、ふるさとの森、地元の新鮮な野菜の直売やハム工房、体験温室などがあります。



図 2-3 舞岡ふるさと村(戸塚区)

(エ) 生産緑地地区の指定

市街化区域内の農地などを計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内にある500㎡以上の一団の農地などで、生産緑地法及び本市の指定基準に該当するものについて、平成4年から生産緑地地区の指定を行っています。

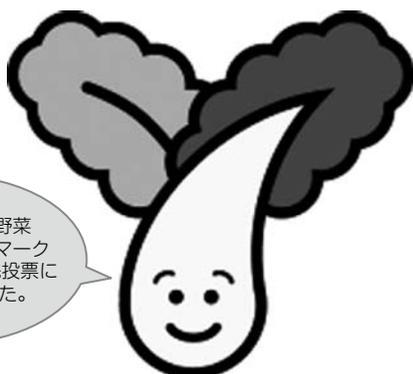
イ 横浜型都市農業の振興

(ア) 地産地消の推進

市内で生産された農畜産物の地域内消費を市民や農業者とともにすすめることによって農を活かした風土を育み、農業を活性化させ、農地の保全を図ります。この地産地消を推進するため、市内産農産物が身近で購入できる直売所のネットワーク化をすすめるとともに、市内産農産物の学校給食への供給拡大に取り組みんでいます。また、地産地消を推進する人材の育成・支援や、11月の地産地消月間を中心として市内産農産物のPRを行っています。

(イ) 環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした栽培方法などを普及しています。また、環境保全型農業を推進するため、積極的に取り組む農業者を環境保全型農業推進者として認定しています。



※横浜生まれの野菜や果物のシンボルマーク
平成10年2月に市民投票により選ばれました。

図 2-4 はま菜ちゃん

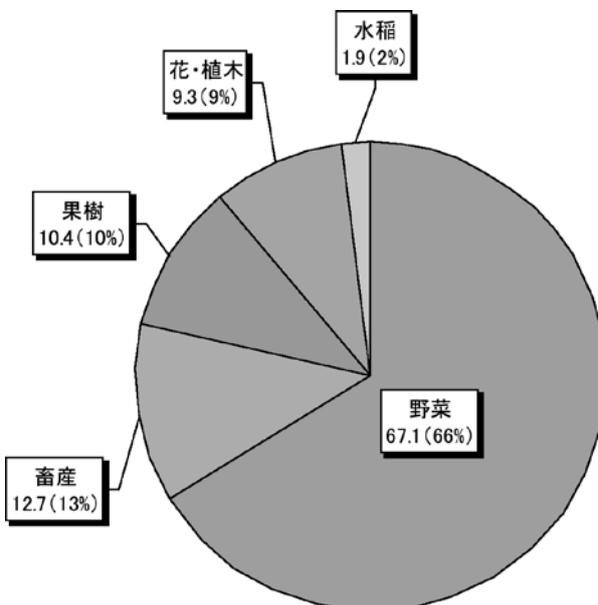


図 2-5 横浜市の農業産出額 (平成18年度)

ウ 市民と農とのふれあい

(ア) 市民利用型農園の設置

農体験に対する市民ニーズに対応しながら農地の保全をはかるため、横浜市では各種の市民農園の開設を促進しています。



図 2-6 栽培収穫体験ファーム

表 2-4 民利用型農園の種類とその概要

市民農園の種類	概要
特区農園	「特定農地貸付けに関する農地法などの特例に関する法律」に基づいて、民間開設型の区画貸し農園の開園を促進しています。
栽培収穫体験ファーム	農家の栽培計画に従って利用者が指導を受けながら作業し、本格的な野菜づくり、農作業体験ができる、体験型の農園の開設・運営を支援しています。
環境学習農園	市内に残る農地や農業を次の世代に引き継ぐために、児童などを対象に環境学習の一環として開設する農園です。
いきいき健康農園	農園利用者による自主的管理により、市民の健康づくりや地域コミュニティの醸成を図ることを目的としています。
市民耕作園	農業協同組合が農地所有者から農地を借りて開設しているもので、決められた区画で自由に野菜の栽培が楽しめる農園です。
柴シーサイドファーム	海を望む金沢区の丘の上に約 500 区画を有する大規模な農園で、団体利用の広い区画や車いすで利用できる福祉区画も設置されています。

(3) 公園の整備と管理

市内には、2,575 か所、1,726ha（平成 20 年度末）の都市公園があります。これは、市民一人あたりでは 4.72㎡となります。これらの都市公園には、都市環境を改善する重要な役割があります。

例えば、近年進行しているヒートアイランド現象の緩和や生物の生息環境を確保することなどがあります。また、これらの役割を市民の方々に知っていただき、より良好な環境づくりを学ぶ環境学習の場としての活用も推進しています。

公園の整備については、以下のような考え方にに基づき計画的に整備を進めています。

- ア…「横浜市水と緑の基本計画」に定める緑の七大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった広域公園、都市林などを配置します。拠点ごとに、動物・植物・農・遊びなどのテーマを持つ横浜のシンボルとなる公園を配置します。
- イ…「横浜市水と緑の基本計画」に定める市街地をのぞむ丘に、防災性にも配慮した草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。
- ウ…市民のスポーツやレクリエーションのニーズに応えるため、運動公園、総合公園などを配置します。
- エ…区民まつりなどのイベントができる公園を配置します。また市民の日常的なレクリエーションの場を確保し、快適な住環境を実現するために、身近な公園を配置します。
- オ…歴史性をいかした公園や風致公園、農体験の拠点となる公園を配置します。
- カ…公園の配置にあたっては、市民利用施設や学校、福祉施設との併設を進め利用を増進します。また、広域避難場所、一時避難場所、避難路、緩衝帯、救援物資供給拠点などの機能をあわせ持つよう配慮し、地域の防災性の向上を図ります。
- キ…河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園を配置します。
- ク…都市公園法の新たな制度（立体都市公園・借地公園）を活用した公園の整備を進めます。
- ケ…他の公共用地、福祉施設、既存施設との複合利用による整備を進めます。

市で整備する公園には、次のような種類があります。

表 2-5 市で整備する公園の種類と整備方針など

公園の種類等	整備方針等(具体的公園名称)	
身近な公園	生活に身近な街区公園や近隣公園などの整備を進めています。その際は、地域の方と意見交換を行いながら計画をまとめていきます。	
大規模な公園	緑の拠点となる大規模な公園の整備を推進しています。	横浜動物の森公園(よこはま動物園ズーラシア)、玄海田公園、本牧山頂公園、新治里山公園、野島公園等
本格的なスポーツ施設を2種類以上備えた公園	スポーツを楽しむことができる公園の整備を進めています。	新横浜公園、谷本公園等
特色ある公園	風致公園や歴史を活かした公園等の整備を進めています。	菊名桜山公園、茅ヶ崎城址公園等
開発行為による公園設置指導	開発事業では、一定面積の公園の整備や緑化指導を行っています。	



図 2-7 よこはま動物園ズーラシア



図 2-8 新横浜公園

(4) 緑化の推進

緑豊かなまちづくりを進めるため、公共施設や民有地の緑化に取り組み、地域の緑の拠点や緑のネットワークづくりを進めています。具体的には、市民や事業者との協働による「京浜の森づくり」や都市環境の向上のための「屋上緑化などの推進」などに取り組んでいます。また、市民が積極的に緑化活動に取り組めるように「よこはま緑の街づくり基金」事業を通じて活動の支援をしています。

ア 公共施設の緑化

地域の緑の拠点として、花と緑に囲まれた公共施設空間を創出しています。市営住宅・小学校などの公共建築物・道路・公園・河川などの公共施設を対象に平成 20 年度は、約 17 万三千本の植栽を行いました。

表 2-6 公共施設への植樹本数

年度	植栽本数(本)
平成 18 年度	104,884
平成 19 年度	165,508
平成 20 年度	172,645

イ 京浜の森づくり事業

緑の少ない京浜地区(鶴見区、神奈川区の臨海部)の緑の拡充を進めるため、企業の緑地を公共の緑や水際などつなげて、企業・市民・行政の協働により、緑のネットワークの形成をはかる「京浜の森づくり」事業を進めています。

平成 20 年度は、緑地の拡充・活用を推進するため、助成、技術的助言や緑化技術講習など、事業者の緑化を支援しました。

また、市民協働による植樹や草取りなどの「協働緑化のつどい」の開催、鶴見区、神奈川区内の小学校との連携により種子から苗木を育てる「ドングリから森をつくろう」活動や京浜地区の緑地や企業公開施設などの環境資源を活用して活動する市民ボランティアの養成講座を実施しました。



図 2-9 京浜の森ロゴマーク

表 2-7 協働緑化のつどい実施状況

年 度	箇所数	植樹本数	参加者数(人)
平成 16	1	8,000	150
平成 17	1	41	80
平成 18	2	—	130
平成 19	3	1,010	352
平成 20	3	450	192
合 計	10	9,501	904

表 2-8 ドングリから森をつくろう (播種状況)

年 度	小学校数(校)	播種数(個)	参加者数(人)
平成 17	5	2,550	419
平成 18	7	3,360	612
平成 19	8	2,464	624
平成 20	6	2,074	483
合 計	26	10,446	2,138

ウ 海の森づくり事業

浅海域において、水質をはじめとする環境改善を図り、魚介類など多様な生物の生育環境を向上させるため、また市民が海をより身近に感じられる場所とするため、海のゆりかごとも言われるアマモ場の再生に、市民、NPO、学校、研究機関、行政が協働して取り組んでいます。



図 2-11 播種 2 年 4 ヶ月後のアマモの様子 (平成 21 年 3 月・海の公園にて撮影)

表 2-9 アマモ場再生の取り組み (主体：国、県、NPO、市)

アマモ場造成面積 (㎡)

場 所		H15	H16	H17	H18	H19	H20	合 計
野島地先	種の植付	394	413	413	—	—	—	1,220
	株移植	45	113	312	—	285	100	855
金沢漁港地先	種の植付	236	263	263	—	—	—	762
	株移植	45	113	113	—	—	—	271
ベイサイドマリナ先	種の植付	100	100	100	200	60	120	680
	株移植	—	—	—	—	—	—	0
海の公園地先	種の植付	—	—	1,000	1,600	1,600	100	4,300
	株移植	—	—	50	150	—	250	450
神奈川区橋本町	種の植付	—	—	—	—	—	18	18
	株移植	—	—	—	—	16	74	90
神奈川区子安地先	種の植付	—	—	—	—	30	—	30
	株移植	—	—	—	—	63	—	63
西区みなとみらい	種の植付	—	—	—	—	—	—	0
	株移植	—	—	—	—	55	—	55
神奈川区(滝の川)	種の植付	—	—	—	—	—	—	0
	株移植	—	—	—	—	2	—	2
中区(汽車道)	種の植付	—	—	—	—	—	—	0
	株移植	—	—	—	—	—	100	100
計	種の植付	730	776	1,776	1,800	1,690	238	7,010
	株移植	90	226	475	150	421	524	1,886

エ 屋上緑化推進事業

緑地が少ない市街地において、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の向上を図るため、建築物の屋上及び壁面の緑化を推進しています。

表 2-10 民間建築物への屋上緑化など助成実績

年 度	件 数	面 積(㎡)
平成 17	2	44.9
平成 18	2	55.5
平成 19	11	566.3
平成 20	11	873.3
合 計	26	1,540.0



図 2-11 屋上緑化助成例

オ よこはま緑の街づくり基金事業（(財)横浜市緑の協会が実施）

民有地の緑化を推進するため、市民の緑化活動を支援しています。

表 2-11 平成 20 年度実績

取組内容	実施期間や回数等
「よこはま花と緑のスプリングフェア」の開催	4月18日～5月6日
よこはま緑の推進団体への活動支援	平成21年3月31日現在 約975団体
町内会・商店街等にプランターの貸出及び種子・花苗等の助成（花やぐまち事業）	
バラの栽培、管理技術向上講座の開催	23回
花と緑のみどころの紹介	累計70箇所
市民団体、企業等への緑化事業助成	6件
生垣設置への助成	18件、総延長256.3m
150万本植樹行動への取組	樹木配布、市民植樹 計5,850本
開港150周年記念緑化事業はまみらいの配布	2,000本

カ みんなで取り組む 150万本植樹行動

横浜の街や暮らしに緑を増やし、緑豊かな環境を次世代へ継承するため、開港150周年を迎える平成21年度までに、市民・事業者・行政が協働して市内に150万本の木を植える取組に平成18年度からチャレンジしています。

(ア) 3か年で約128万本の植樹を達成

平成18年度から20年度までの3か年で、市民・企業の皆さんと横浜市により、市内に約113万3千本の植樹を行いました。また、苗木を約14万8千本配布し、これを加えると約128万1千本になりました。平成21年度は引き続き40万本の植樹を目標として植樹行動を推進します。

表 2-12 3か年植樹の合計

内 訳	3か年の累計(平成18～20度)
公共施設緑化	443,037
民有地緑化	690,086
小 計	1,133,123
苗木配布	147,935
合 計	1,281,058

(イ) 市民の植樹情報の募集

市民の皆さんが自宅の庭や鉢に木を植えたら、市役所にその情報を寄せていただき、150万本の植樹としてカウントしています。登録者には、抽選でプレゼントのほか、150万本植樹の参加者としてご希望によりお名前をホームページに掲載しています。



図 2-12 150万本植樹行動のロゴマーク

(ウ) 企業や団体の取組も募集中

150万本植樹行動の趣旨に賛同し、植樹行動のPRや苗木の配布などにご協力いただける企業や活動団体の皆さんに、横浜市への登録をお願いしています。



図 2-13 企業による植樹活動

表 2-13 市民および企業・団体の登録実績（平成21年3月末）

	件 数	植樹本数
市民の植樹登録	5,541件	14,539本
賛同企業・団体の登録	390件	25,699本

(エ) 開港 150 周年の森づくり

平成 18 年度に市民の皆さんから寄せられたドングリから育成された苗木は約 10 万本。その苗木を用いて、平成 20 年度から「開港 150 周年の森」づくりを行っています。平成 21 年度は、金沢区旧小柴貯油施設を始め、大小さまざまな森づくりを市内各地で進めています。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/event/150green/>)



図 2-14 貨物線の森における植樹活動

2 河川の整備

横浜市内の河川は、北から鶴見川・入江川・^{かたびら}滝の川・帷子川・大岡川・境川・侍従川・宮川が海に流れ込んでいます。これら本流をなす川は、多くの支流を持ち、これをひとつの水系と数えると、今横浜には8水系 58 河川があります。

これらの河川について、国、県、市が分担し、それぞれ担当する川を管理しています。

横浜市では、平成 20 年度は 20 の河川について護岸改修などを行うとともに、水辺に親しめる親水環境整備を進めました。なお、平成 15 年度から一級河川梅田川、砂田川を、また平成 16 年度からは一級河川鳥山川（一部区間）を横浜市が管理しています。また、開発事業などで設置された雨水調整池のうち、寄付を受け、市が管理している雨水調整池は、平成 20 年度末で 205 か所となっています。

さらに、河川の総合的な治水対策を進め、当面、概ね1時間降雨量 50mm では被害が発生しないよう整備するとともに、長期的には 30 ~ 50 年に一度の降雨に対しても溢水しないような計画としています。

表 2-14 川と親しめる水辺一覧 (平成 21 年 3 月末)

水辺拠点	31 か所
せせらぎ緑道	16.7 km
小川アメニティ	23.3 km
川辺の散歩道	27.8 km
親水公園	25.9 ha



図 2-15 梅田川で遊ぶ子どもたち (緑区)

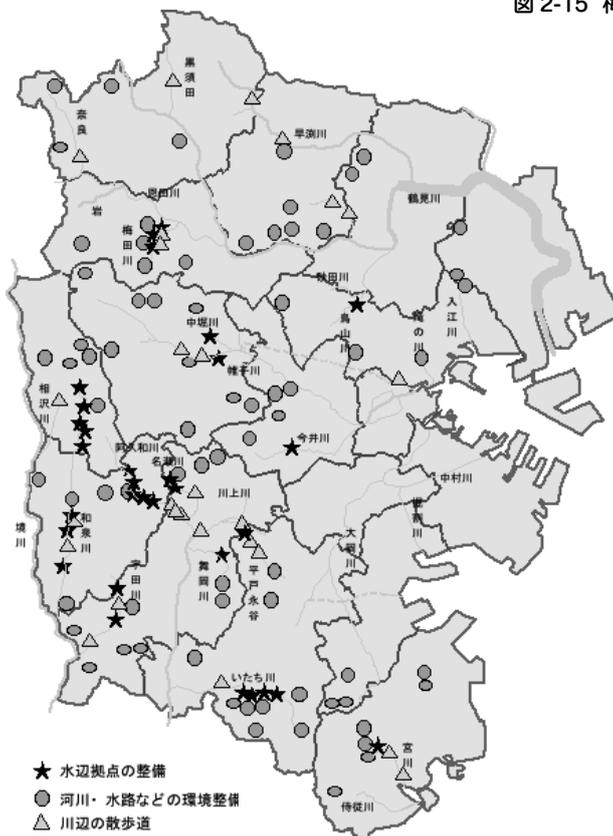


図 2-16 川と親しむ水辺づくり整備箇所

横浜市環境目標	まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりが進められている。
平成20年度実施状況	推進

1 生き物生息環境の創出

横浜の自然は、長い年月をかけて地形・地質が形成され、そこに人間の働きかけも加わって、里山、谷戸、河川、海岸などの原風景を作り出してきました。これらの環境は、多様な生物の生息空間となってきましたが、近年の市街化による開発や河川改修、海岸の埋め立てなどで改変がすすみ、まとまりやつながりのある緑地や水辺地が十分に確保できているとはいえない状況にあります。

そうした状況を踏まえ、身近な動植物とふれあえる生物生息空間の保全・復元・再生に、市民や事業者と協働して取り組んでいます。これは、生態系の一員である私たち人間の生存基盤ともなる生物多様性の保全にも結びつくものです。

近年、市内全域で開発および宅地化が進み、元来、保有されていた植樹帯や水辺空間が減少しつつあります。

そこで、横浜市の既存施設などを生物の生息空間として再生を図るため、雨水調整池や公園で鳥類、昆虫類、魚類などが生息出来るようにします。

こうしてそれぞれの拠点を増やしていくことにより、区域が拡大しネットワーク化が進むとともに、質的に異なった施設で事業化を図ることで、より広がりのある生息空間を創出し、生物多様性の向上を目指しています。

平成20年度末までに、既存雨水調整池を活用し、生物生息空間に配慮した整備を28か所行っています。

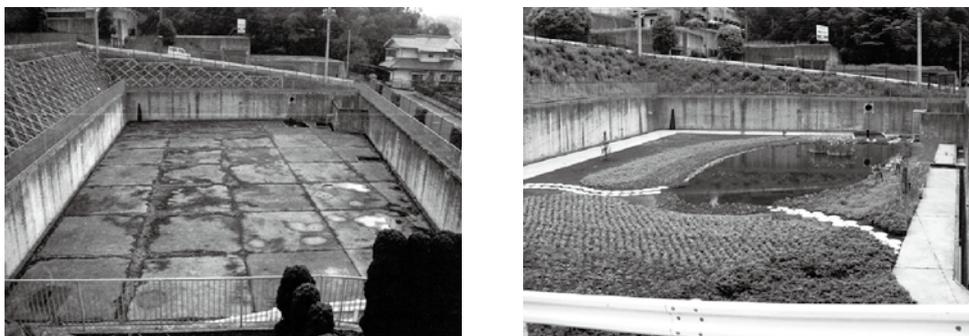


図3-1 既存雨水調整池の生物生息空間に配慮した整備、整備前（左図）及び整備後（右図）

2 環境エコアップの推進

「エコアップ」とは、「生物の生息環境に配慮した環境の改善」を意味する横浜生まれの造語です。学校や公園に池や緑地をつくったり、河川や遊水池を改修したりするときなどに、そこに生き物が生息しやすい環境にすることを「エコアップ」と呼んでいます。平成9年度に「環境エコアップマスタープラン」を策定し、エコアップに関する各種の施策を実施しています。

(1) 学校ビオトープ支援

平成9年度にビオトープ作成マニュアル「やってみようトンボ池」を、平成14年度に学校ビオトープ活用・維持管理マニュアル「学校のエコアップでさらに豊かな自然体験」を作成し、学校ビオトープ活動を支援してきました。現在、学校の環境学習に学校ビオトープを活用する上で必要なこれらマニュアルの販売を行っています。

(2) 京浜臨海部でのトンボネットワーク調査

京浜臨海部は鶴見川及び入江川河口部の海岸埋立て地域ですが、工場緑化による緑化や複数の企業ビオトープなどがあり、さらなるエコアップが求められる地区の1つです。

そこで、工場敷地などに確保されている緑の豊かさを確認するため、トンボを環境指標としたマーキング調査を平成15年から実施しています。平成20年度の調査は8月5日から3日間、企業緑地など10か所で同時に実施し、企業や市民活動団体、延べ約120名が参加しました。その結果、11種411匹のトンボが捕獲され、過去5年間との比較分析を進めています。また、子どもたちがトンボを採取する「トンボ捕り大作戦」を8月16日に開催しました。



図3-2 2008 ちびっこ調査隊「トンボ獲り大作戦」

コラム 「横浜市生物多様性保全再生指針 ～横浜に人と生き物のにぎわいを!～」を策定しました。

横浜市では、平成18年12月に「水と緑の基本計画」を策定し、「多様な生物が生息できる環境の形成」を将来像の1つとして掲げ、生物多様性の保全と再生にむけた環境づくりの推進を図っています。

その一環として、横浜市における生物多様性の保全再生に関する基本的な考え方を示し、生物多様性について広く理解していただくことを目的として「横浜市生物多様性保全再生指針 ～横浜に人と生き物のにぎわいを!～」を策定しました。

この指針は、市民に分かりやすく生物多様性を説明するとともに、生物多様性保全再生を進めていくうえでの横浜市の特性を踏まえた5つの基本的な考え方を示しています。

● **5つの基本的な考え方**

1. 「人と自然が共生し、生き物がつながりにぎわう豊かな自然」を自然環境のあり方として、生物多様性への配慮を行います。
2. 保全・再生・創出の視点から生物多様性への配慮を行います。
3. それぞれの地域の環境に応じた生物多様性の配慮の視点を定めます。
4. 生物多様性への配慮を行う際には、それぞれの地域に生息・生育する様々な生き物に目を向け、伝統的な技術や文化を尊重します。
5. 自然は複雑で絶えず移り行くものであるとの認識に立ち、生物多様性保全再生に向けて順応的な対応を図ります。

3 横浜市立動物園の役割と活動

動物園の役割は、①絶滅の恐れのある野生動物の保護・繁殖(種の保存)、②動物の遺伝子や生理・生態などの研究・調査、③自然環境や野生生物に関する教育普及活動、④くつろぎや憩いの場を提供するレクリエーション機能、の4つがあります。

横浜市には3つの動物園があり、それぞれの動物園の特色を活かしながら、この役割に沿った活動を行なっています。なかでも来園者の皆さまに動物への興味を通して環境について学んでいただくために、各動物園でも様々な教育普及プログラムを行なっています。



図3-3 飼育係によるガイド

(1) 横浜市立よこはま動物園（ズーラシア）

「生命との共生・自然との調和」をメインテーマに世界の気候帯別に動物たちが暮らしている環境を再現した展示方法を導入しており、園内は動物、植物、人の文化を織り交ぜながら世界の環境を演出しています。園内では、飼育係による動物のガイドや専門スタッフによる各エリアの案内を行ない、楽しみながら動物や動物の生息環境への理解を深める手助けを行なっています。

また、園内には繁殖に関する調査・研究を主業務とする横浜市繁殖センター（非公開）があります。

(2) 横浜市立野毛山動物園

昭和26年の開園以来、「都心のオアシス」として半世紀以上にわたり市民の皆さまに親しまれています。分園の万騎が原ちびっこ動物園とともに、動物たちとのふれあいコーナーは人気で、モルモットやマウス、ヒヨコなどの小動物に直接触れる貴重な経験をすることができます。

また、動物の食事時には、飼育担当者が解説を行なう「お食事タイム」を行い、エサを食べる動物を間近に見ながら、動物について学ぶ機会を提供しています。



図3-4 野毛山動物園 なかよし広場

(3) 横浜市立金沢動物園

緑豊かな金沢自然公園内に位置する動物園で、コアラやサイ、ゾウなどの草食動物を中心に飼育・展示しています。

平成18年11月にはポニーやヤギと触れ合える「ほのぼの広場」がオープンしました。

また、学習施設「ののほな館」では、動物や自然に関する資料をご覧いただけるほか、教育普及プログラムや各種企画展を開催しています。

特に平成20年度は市民の皆さまの環境への意識を高めていただくために、「環境学習講座」を16回開催し、動物や自然環境についてたくさんの市民の方々にご参加いただきました。

この他にも、毎年各動物園で飼育体験を行なっています。これは動物園で飼育係が行なっている動物舎の清掃やエサの用意を体験するプログラムで、毎年たくさんの参加者があり、野生動物や環境についての理解を深めることに役立っています。

また、学校教育とも連携を図り、ワークシートの作成や配布、出前講座など、子どもたちの環境への意識を高めるきっかけを提供しています。



図3-5 金沢動物園 環境学習講座



図3-6 飼育体験

4 野生動物対策

野生動物は人里離れた山や森の中だけでなく、私たちの身近な場所にも生息しています。これらの野生動物は、元々日本に生息していたものや外国から持ち込まれたもの、数が減っているものや増え続けているものなど様々です。

野生動物は、野生本来の生活を維持していくことが望ましいのですが、その実態は私たちの社会と密接な関係にあります。近年、私たちの生活と野生動物との距離が近くなり、野生動物による騒音や家屋侵入などのトラブルになるケースが生じています。そこで、本市では、市民の安全で快適な生活環境を守るため、生活被害を与える野生動物の対策を実施しています。

野生動物と私たちが共存できる環境をつくり、維持していくことが重要です。

(1) アライグマなどによる生活被害対策

アライグマ・ハクビシンによる生活被害としては、家（屋根裏など）に住み着く、農作物の被害、庭木やペットへの加害、生態系への影響などがあります。

このうち、特定外来生物に指定されたアライグマと家屋に住み着いたハクビシンについて生活被害対策として本市で捕獲を実施しています。平成20年度は市民から711件の依頼があり、アライグマ・ハクビシンを372頭捕獲しました。

※市が野生生物を捕獲する際は、外来生物法・鳥獣保護法に基づき、捕獲許可などの手続きを経て実施しています。

※アライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲を実施しています。



図3-7 捕獲したアライグマ

(2) カラス対策

カラスが増えた大きな原因は、エサとなる生ごみが増えたからだと言われています。本市では、生ごみを適正に管理すること（飛散防止ネットの活用や搬出時間の徹底など）により、カラスによる被害を減らしていきます。このため、本市では、生息数を減らすための捕獲は行っていません。

ただし、巣やヒナを守るために親鳥が威嚇・攻撃するなどの被害がある場合は、カラス注意看板の貸出し、カラスの巣落とし費用の一部補助、カラスの巣立ちピナの緊急捕獲の事業対象となります。平成20年度は、78件のカラス巣落とし費用の一部補助を行い、65件のカラス巣立ちピナ緊急捕獲を行いました。



図3-8 カラス注意看板



図3-9 カラス啓発リーフレット